



第30回会合における構成員等からの主なご意見

2021年12月23日
事務局

第1部 誹謗中傷や偽情報を含む違法・有害情報への対応について

- 意見4-1の考え方に賛成。この質問に正面から答えるとすれば、やはりこの問題について、あくまでも事業者の自主的な対応を基本にして進めるという考え方を中心にして、どのように自主的に対応しているのかということを知りたいということ。自主的な対応を中心にするのでなければ、状況を伺ってということではなく、ルールをつくって執行するということになるが、そうではないので、自主的な対応について教えてくださいということ。【森構成員】
- 意見4-2について、「他の法的管轄で設立された法人は、当該法的管轄における法令に従うことになるため、協力できる範囲には制限があることに留意するべきである」という意見だが、これについては反対。当該法的管轄における法令に従うことになることはそのとおりだが、ただ、そうであったとしても、日本の法的管轄でサービスを展開する場合、日本の法的管轄で消費者との接触がある場合には、日本の管轄の法律にも従って法令にも従う必要がある。したがって、外国法人だから協力できる範囲には制限があるという考え方には賛成できない。【森構成員】
- これまでこの研究会の場で、プラットフォーム事業者の協力をたくさんいただき実態把握に努めることができ、そのおかげで見えてきた部分もとても多いと思うが、今後そういった取組をより永続的なもの、恒久的なものにするために、やはり一定の法的なフレームワークが必要になってくるのではないか。プラットフォーム事業者には自主的な対応として透明性を確保していただいているが、それを後押しする施策として立法的な措置が必要。これまで行ってきたステークホルダーとの対話機会を創設するという意味でも、欧州におけるDSAなどをモデルにしたフレームワークを、具体的に進めていく必要があると思う。またその過程で、今後プラットフォーム研究会の中で一度整理しておきたいと思うのが、このパンデミックの下で刻々と変化する状況下で、プラットフォーム事業者がかなり苦労しながらインフォデミック対策をしてきたというのも事実だと思う。これまで偽情報への伝播の状況などについて一定の取りまとめができていますが、各事業者が取り組んだインフォデミック対策の効果などについて改めて整理しその検証を行い、あるいは、その伝統的なメディアとの関係でどのような作用をしたのかということを取りまとめる時期がそろそろ来るのではないか。【大谷構成員】

第1部 誹謗中傷や偽情報を含む違法・有害情報への対応について

- 意見4-2について、たとえ海外の事業者であっても日本で事業するに当たっては国内の事業者と同じように規制が必要であり、きちんと責任を取って、私たち利用者が安心して利用できるようにしてほしい。
- 自主的な削除などの対応の促進は大変望ましいが、1点気になるところが、やはり事業者や行政が都合の悪いことを削除するのではないかと不安があるため、そういったことがないようにぜひしてほしい。結果的に誤った情報が出てきたとしても、単に削除ということではなくて、何が誤っていたとか何が正しいのかということを利用者に分かるようにしてほしい。【木村構成員】
- 今後の課題として、発言者にとっての透明性の確保を指摘しておきたいと思います。「フェイクニュース」あるいは「誹謗中傷」とプラットフォームが認める発言をした場合、当該ユーザーには対応しないとアカウントが停止ないし削除される旨の警告が行われることがありますが、どの発言が問題であったか等の情報が提供されず、対応が困難になり、結果的にアカウント凍結・削除に帰結してしまい、対応ができないがゆえに凍結後の抗弁も困難になるという状況があると聞いております。こうしたことを改善するために、警告・凍結の理由がきちんと提示されるという透明性の確保と、AIが自動で判断するだけでなく、人間の担当者に対して日本語での抗弁の機会が確保されることが今後望まれます。【崎村構成員】
- 一番大事なものは透明性・アカウントビリティ、これをどのように実現するかという点で、より踏み込んだ議論を今後すべき。これは非常に大変なことだが、全体的なバランスを考えると、この透明性・アカウントビリティ、特に各事業者にしっかりとしてもらうことによって、むしろ規制ではないということを明確に理解いただいて、行動をさらに深めていただきたい。それと併せて、公平性という点で、しっかりと我が国の法秩序のもとでやっていただくということも明確に理解していただくということが大事。【手塚構成員】

第1部 誹謗中傷や偽情報を含む違法・有害情報への対応について

- これまでも強調されてきたように、プラットフォーム事業者の偽情報あるいは誹謗中傷に対する対策について、今後も自主的な取組が求められる。そのときも透明性を確保していただき、一般的な施策としての透明性、あるいは問題がある発言・投稿として削除されるユーザーに対する説明あるいは対応が求められるということはこの場で議論があったとおりかと思う。そういったことも含めて、自主的な取組の透明性の確保をこの中間とりまとめでは求めている。他方、インターネット上の情報流通の多様性が確保されるべきだということは、表現の自由との関係でも当然のことで、この点は特に新聞協会から指摘のあった点にも関わるが、多様性を維持しながら、かつ問題がある発言、特に誹謗中傷については、違法であったり、あるいは誰かに加害を与えるということで明確だが、これに対して偽情報の問題はそれほど簡単ではないということが、このプラットフォームサービス研究会での議論を通じて、頭を悩ましてきたところであろうかと思う。【宍戸座長】
- 昨日、総務省の別の研究会で濱田純一先生が報告をされて、その際に曾我部真裕先生が発言をされていたが、このように問題がある情報を偽情報として駆逐していくということに加えて、ポジティブにこれが皆知ることがふさわしい情報である、あるいは人がこれは偽である、そうでないということを判断する尺度となるような情報の流通が確保されるということが非常に重要だろうと思われる。そのときには、情報秩序という言葉も出ていたと思う。こういった観点から見ると、とりわけ偽情報対策は、この場ではまずプラットフォーム事業者の方々を念頭に置いて議論してきましたけれども、それを超えて公共的な役割を担ってきた様々な伝統的なメディア、あるいはそれ以外のネット上の様々なプレイヤーがそれぞれに役割を果たし、また連携すべきであるということは、この中間とりまとめの中でも示唆されていることですし、また、このプラットフォームサービス研究会の議論を受けて、セーファーインターネット協会でも議論しているDisinformation対策フォーラムでも引き続き議論を深めていただければと思う。【宍戸座長】

**第1部 誹謗中傷や
偽情報を含む違法・
有害情報への対応に
ついて**

- 森構成員や、穴戸座長に非常に賛同。やはり特にフェイクニュースであれ、あるいは誹謗中傷であれ、個別の表現に立ち入った規制という方向ではなく、まさしくこの透明性・アカウントビリティといった、そして、誤った削除への救済を含めて、表現の自由のインフラとして、まさに私たちが安心して使える環境をどのようにつくっていくのかという方向性について、非常に的確にまとめられたのではないかと思う。そして、自主的な対応を前提にしつつ、他方で、やはりこの純粋な自主的な対応というところだけにとどまるということになると、法的管轄に基本的に従っているのであって、そうでないところに対しては協力できることは限られるということにもなってきてしまう。完全に自主的な状況はまさにこういったような状況を引き起こし得る。また、ソフトウェアは事業者にとっての受け止め方も違ってくるといった別の複雑性があることも、やはり留意しておく必要がある。まさにそういった中で、自主的対応に法的な根拠を与える、分かりやすい一貫した枠組みをつくっていく制度の在り方を、今後も引き続きよく考えていく必要がある。【生貝構成員】

第2部 利用者情報の適切な取扱いの確保について

- 中間とりまとめ106ページに、例えば、ePrivacy規則（案）の議論も参考にしつつ、今後の検討が必要ということを明記しているが、UKのICOのデンハム氏がクッキーについてのポップアップ提案を公表している。これについては、G7各国で今後取り組むということについてのクッキーの同意問題について、技術的解決策を提案・開発するよという一般的なアピールの内容となっている。これまで様々な形でクッキーについては議論をしてきたが、今回のこの中間とりまとめでは、今後の方向性としては101ページのグローバルな情勢変化と、103ページの分かりやすい通知や同意取得ということで、かなり体系的に明確に今後の方向性が示されている。そうすると、この中間とりまとめから今後のガイドラインの改正、その他立法や法改正といったような検討事項に移っていく過程において、この中間とりまとめに至る過程では、いわゆる日本版のePrivacy立法といったものについても意見が示されているため、クッキーに関しては今後もこういったグローバルな情勢変化を特に注視しつつ、規制の方向性を今後慎重に検討すべき。【新保座長代理】
- 規制というどうしても、何か禁止という意味合いでの議論にどうしてもなってしまうところ、この点、例えば84ページの脚注68に今回「ダークパターン」についても言及しているが、あくまでダークパターンについては今回この言及にとどまっている。プライバシー保護団体からはこのダークパターンについては、CCPAの公表以降、プライバシー侵害を結果的に欺瞞的な方法によって受け入れさせているのではないかという意見が最近多くなってきているため、このダークパターンをめぐる問題についても、この次の段階としてはもう少し踏み込んで検討してもいいのではないか。【新保座長代理】

第2部 利用者情報の適切な取扱いの確保について

- 総務省が例えば規制と言ってしまうと、今まで大きく3段階あったと思う。そもそもクッキーそのものの使用制限という議論、これは現実に困難であると。2段階目がクッキーを用いた情報収集の制限についての議論。3段階目が、日本だけでなくEUにおける、とりわけクッキーを用いる際の手続的適正要求に関する同意に基づく利用、eプライバシーをはじめとする諸外国の手続的適性をめぐる動向。この3段階で主に議論がなされてきたと思うが、UKのICOのデンハム氏のこのG7における検討というのは、今後、かなり具体的な議論になっていくと思うため、この段階で中間とりまとめが出て、今後の方向性としてはクッキーの適正な利用についてどういう取組ができるのか。これは具体的に、いわゆるクッキー疲れとして、インターネットユーザーや企業から障害であると考えられる場面がかなり多い。一方でダークパターンのように、プライバシー保護団体からは逆にそれが問題として指摘されている。【新保座長代理】
- 今後はプライバシーポリシー、今まで例えば掲載の比率を確認するといったようなことから、どのような工夫が必要なのかという議論がなされてきたが、その内容が事業者の情報の取扱いの実態に即しているのか、利用者の本来の権利利益保護に資するものなのかということも踏まえてクッキーをいかに利用していくのか。つまり規制というのは、適正な利用に向けた取組として今後どのように考えていくべきかということ、引き続き検討いただきたい【新保座長代理】

第2部 利用者情報の適切な取扱いの確保について

- 意見28－6の新経連の意見、個人情報保護法とは別に電気通信事業法の観点からプライバシー保護を目的とするのは二重行政なのではないかということについて、もともと電気通信事業法には通信の秘密の保護ということがあり、その通信の秘密を保護することによって、プライバシーだけではないが、特別な通信に関連するプライバシーを保護する、通信に対する信頼を保護する、ひいてはその表現の自由等を守るという趣旨があったわけなので、これはその個人情報かどうかということに関係なく、プライバシー保護をする制度というのがもともとあった。そのため、通信に関連する観点から、そのプライバシーを守る側面というのはもともとその電気通信事業法にビルトインされていたものであって、今回はそれについて、少し別の角度から保護の必要性が出てきているのではないか、そしてその対応として、その通信の秘密とは別の考え方を必要とするのではないかというのが今回の中間とりまとめのメッセージ。ですので、この意見に対する考え方に賛成。もともと電気通信事業法にはそういう面があって、それは二重行政とは考えられていないということは申し上げておく。【森構成員】
- 意見28－6のAsia Internet Coalitionの意見はしっかり受け止めるべき。「誰も特定できない情報に新たな規制を加えることで、どのような付加価値があるのか不明である」というのは、これは特定できない情報、つまり個人情報ではない情報は、日本の個人情報保護法制が、誰も特定できない情報、オフラインで特定できないようなものは個人情報ではないと整理をしているので、そこにおいて、もともとそういう整理なのにそういうことをする必要があるのでという問いかけ。その後の段落における指摘も非常に鋭いものがあり、あなたたちは身元の特定をそもそも心配していたのではなかったのかと。そして、今回規制の対象としているものは身元の特定とは関係ないではないかという指摘。これは全くそのとおりであろうと思う。しかしながら、身元を特定するかどうかということが保護の有無の境界になっているところに現行の個人情報保護法制の限界があり、やはりこれだけオンラインの生活が我々の中心になっている状況において、オフラインでは特定されないが、オンラインでその人を識別できるという状態は保護に値するものであることは明らかであって、諸外国の法制度はそのようになってきている。今回は電気通信事業法でその一部をカバーするが、本来、その個人情報保護法の範囲が狭いということに対する指摘と理解した。【森構成員】

第2部 利用者情報の適切な取扱いの確保について

- 森構成員の意見に賛同する。【寺田構成員】
- 日本での個人情報の取扱いに関して一定の方向性という形で明らかになったのはよかった。【寺田構成員】
- パブコメの意見で事業者側がかなり混乱している状況が見える。原因としては、見通しが悪いことではないか。個人情報保護法やプラットフォーム透明化法と関連するものがばらばらと出てきて、関係性が分かりにくくなっている。今後進めていく上では、電気通信事業法でやるべきことではないが、何らかの形で、それぞれの範囲が見えるように整理する必要がある。でなければ、事業者はどれに準拠して何をやっているのか、自分自身で分からなくなってしまうという心配を持っている。【寺田構成員】
- これを実効性のあるものにしていくというのが今後の作業だと思うが、そのためには何らか一定の法的な枠組みが必要。特に共同規制や自主規制を進めるということで行くと、これは規制ではなく共同規制や自主規制を支援するための枠組みといった方向性の考え方を今後検討していく必要があるのではないか。【寺田構成員】

第2部 利用者情報の適切な取扱いの確保について

- クッキー的なものをどのように規律していくのかということが非常に重要な論点になっている。一つが個人情報保護の観点からのアプローチで、恐らく個人情報の定義をふやかしていきながらクッキーというものを包摂していくというアプローチで、そういう方向からクッキーの規律をしていく。両側から規律をかけていこうということで、どこかでぶつかったり重複したりするところがあって、多分その部分を今後どういうふうに整理していくのかということがポイントだと思う。要するに、必要な規律領域があるが、そこについてどの方向からいくのかということ考えてきていると思う。今後概念的な整理が必要になってくると思う。私自身も、その概念整理についてまだ十分に正解が出ていないが、先ほど森構成員がいったように、個人情報保護法の目的というのは、あくまでも個人の権利利益を保護するということだったとすると個人にたどれるかどうか非常に重要なポイント。ところで、通信の秘密は民主主義の保護とか、より客観的な利益を保護していくという側面があったのではないかと思う。そういう意味では、個人にたどれるか、たどれないかという、そのものも、もちろん重要かもしれないが、より客観的な法益を守っていくという観点から一定の規律をかけていくという側面もあるように思う。客観法的な側面が通信の秘密にはあって、その観点からどこまでいけるのかも、個人情報保護法との役割分担を図れるのかどうかということなのかなと感じた。いずれにせよ、概念整理が必要。さらに、今後そのメタ概念としてのプライバシー、つまり、個人情報保護法はもちろんプライバシーを保護するものでもあり、それから通秘ももちろんプライバシーを保護するものであるということで、そのメタ概念としてのプライバシーを各法制度でどのように役割分担をしながら実現していくのか。やはりプライバシー保護という概念の下で役割分担を再編成していくという作業が今後必要になってくるのではないか。【山本構成員】

第2部 利用者情報の適切な取扱いの確保について

- 今回の中間とりまとめでは、通信関連プライバシーという概念を提唱し、これに対しては、賛同の意見と同時に、様々な危惧もパブリックコメントで表明されたものと思う。いずれも理由のあるものだろうと思う。意見17-4で日本版eプライバシー規則の立法を目指すならば、通信の秘密の再構成を含めて検討すべきだと、大変重たい問いかけ、鋭い指摘があり、また、これを意識しての発言が本日も委員からあったものと思う。通信の秘密の意義、また、通信の秘密をほかならぬ電気通信事業法が保障してきたことの意義、それが個人情報保護と重なる部分もあるしそれを超えることもある、それが何なのかということについては、今日、委員から発言もあり、そこを今後さらに深掘りしていくことが必要だと思う。そのことが翻って、それと連続性を有するものとしての通信関連プライバシーの捉え方に跳ね返ってくると思われる。他方、その時々個人情報保護を越えて人々の安全で信頼できる通信インフラを確保していくという観点からのプライバシーの保護については、急にこのプラットフォームサービス研究会で議論が始まったというものではなくて、総務省においてパーソナルデータの利用・流通に関する研究会で10年ほど前に議論があったと思うが、まさにそれ以来の宿題を、状況の変化に応じて我々は議論してきていると思っている。今後、通信関連プライバシーあるいは通信の秘密の再構成を含めた抽象度の高い理論的な概念整理とともに、個別具体的に、では具体的に事業者の方はどういう点に気をつければいいのかということ明らかにしていくという作業が必要であり、これについては、新保座長代理から、非常に的確な、クッキーを具体例にした整理をいただいたところ。こうしたことについて、今後、電気通信分野の個人情報ガイドラインにおいて明確な整理をしていく。そのことによって、ひとまずは個人情報保護法と電気通信事業法のいわゆる二重行政と批判されるような問題をできるだけ避けていくと同時に、この中間とりまとめでも提言されているような法制的な整理がさらに可能かどうか、どこまでやれるかについての議論を、この親会、またワーキンググループにおいて議論させていただくことになるかなと思う。【穴戸座長】